

昭和45年5月29日施行
平成10年6月26日改正
平成14年6月27日改正
平成15年6月27日改正
平成16年6月29日改正
平成17年6月29日改正
平成18年6月29日改正
平成19年6月28日改正
平成20年6月27日改正
平成21年6月26日改正
平成28年6月29日改正
平成28年10月1日改正
2022年6月24日改正

定 款

日本ケミファ株式会社

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、日本ケミファ株式会社と称し、英文ではNIPPON CHEMIPHAR CO., LTD. と表記する。

第2条（目的）

当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 医薬品、工業薬品、農薬、動物用医薬品、試験用薬品、医療用具、化粧品、食品の製造、販売および輸出入
- (2) 不動産の管理、保有、賃貸および売買
- (3) 医療用・事務用情報処理機器およびソフトウェアの開発・製造・販売
- (4) 医療機関、医学、農獣医学等理系大学研究機関の情報収集処理サービス・販売およびそれらの情報処理システム、プログラムの設計・販売
- (5) 医療用設備、機器、什器備品、建物の内外および付属物の滅菌・消毒・清掃・整備保全
- (6) 調剤薬局、臨床・理化学・衛生試験および医療に関する業務
- (7) 運動機器の製造・販売
- (8) ゴルフ場等スポーツ施設、サウナ、売店、食堂、宿泊保養所およびこれらに付帯関連する施設の経営
- (9) 医薬部外品、臨床検査機器の製造販売および輸出入
- (10) 医療機器の製造、販売、輸出入および修理
- (11) 前各号に関するリース業
- (12) 前各号に関する情報処理要員の派遣
- (13) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4)会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株券および株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は15,400,000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第10条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、

これを公告する。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第13条（新株予約権無償割当ての決定機関）

新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。

第3章 株主総会

第14条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

第15条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条（招集権者および議長）

株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第21条（選任方法）

取締役は株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第22条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって役付取締役若干名を定めることができる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に

対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第28条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

第5章 監査役および監査役会

第29条（員数）

当会社の監査役は、3名以上とする。

第30条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（補欠監査役）

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

- 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第30条第2項の規定を準用する。
- 3 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
- 4 第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前項に定める期間を超えることはできない。

第32条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第33条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第35条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第37条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度にお

いて、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

第6章 計算

第38条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。